

令和 5 年度

事 業 計 画 書

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

令和5年度事業計画

3年以上にわたり社会経済活動に多大な影響を与えてきた新型コロナウイルスは、第8波の新規感染者数が大幅に減少するとともに、政府が感染症法上の位置づけを5月に二類相当から五類へ移行する方針を決定するなど、ようやく収束の兆しが見え始めている。

この間、健（検）診の受診控えによる健康状態の悪化及びがんの早期発見の遅れといった課題が指摘されており、今後はより一層健康管理の重要性が求められる。

当財団の令和5年度事業の実施にあたっては、引き続き、感染防止対策を十分に行いながら、受診者の視点に立った健康診断、健康づくり実践活動の支援や疾病予防等の普及啓発、生活習慣改善指導等の実施と、それらの活動を基にした調査研究を一体的に展開し、県民の生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する。

なお、令和2年度に設置された「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」は、令和4年度で終了予定であるが、当財団では基金の資金管理を適切に実施し、配分委員会の決定に基づき、基金の残額を医療機関に配分する。

また、安定的な経営を継続するため、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「第4次兵庫県健康財団経営計画」を策定し、経営改善を進め、経営基盤を確たるものにしていくことにより、「県民の総合的な健康づくりのパートナー」として県民の公衆衛生の向上に貢献していく。

1 健康づくり実践活動の支援

個人の努力とあわせて社会全体で健康づくりを支援するため、県民全体で取り組む運動として、「健康ひょうご21県民運動」を推進する。

健康ひょうご21県民運動ポータルサイトの活用や研修会等を通じて、「ひょうご健康づくり県民行動指標」の普及を図り、「健康チェック」の実践や「食の健康」「からだの健康」等について、望ましい生活習慣の普及啓発を全県内で展開するとともに、健康診断の確実な受診、専門家によるアドバイス、並びに生活習慣の改善・定着への取り組みの促進を通じて、健康寿命の延伸を目指す。

本年度は新たに、働き盛り世代に向けた認知症の正しい知識の啓発を行い、若い世代からの認知症予防を推進する。

2 疾病予防等の普及啓発

生活習慣病、がん、結核等の予防をはじめ、母子保健、臓器移植や献血に対する正しい知識の普及と意識や行動の向上を目的に、県民の健康づくりに関する有用な

情報や、財団の事業内容を、広報誌「プレベ」やホームページにより幅広く紹介するほか、オンライン配信を活用した講演会やセミナーの開催等による啓発や情報提供を推進する。

また、医療技術や予防対策の向上を支援するため、専門職が行う、がん、腎疾患に関する研究に対し、助成を行う。

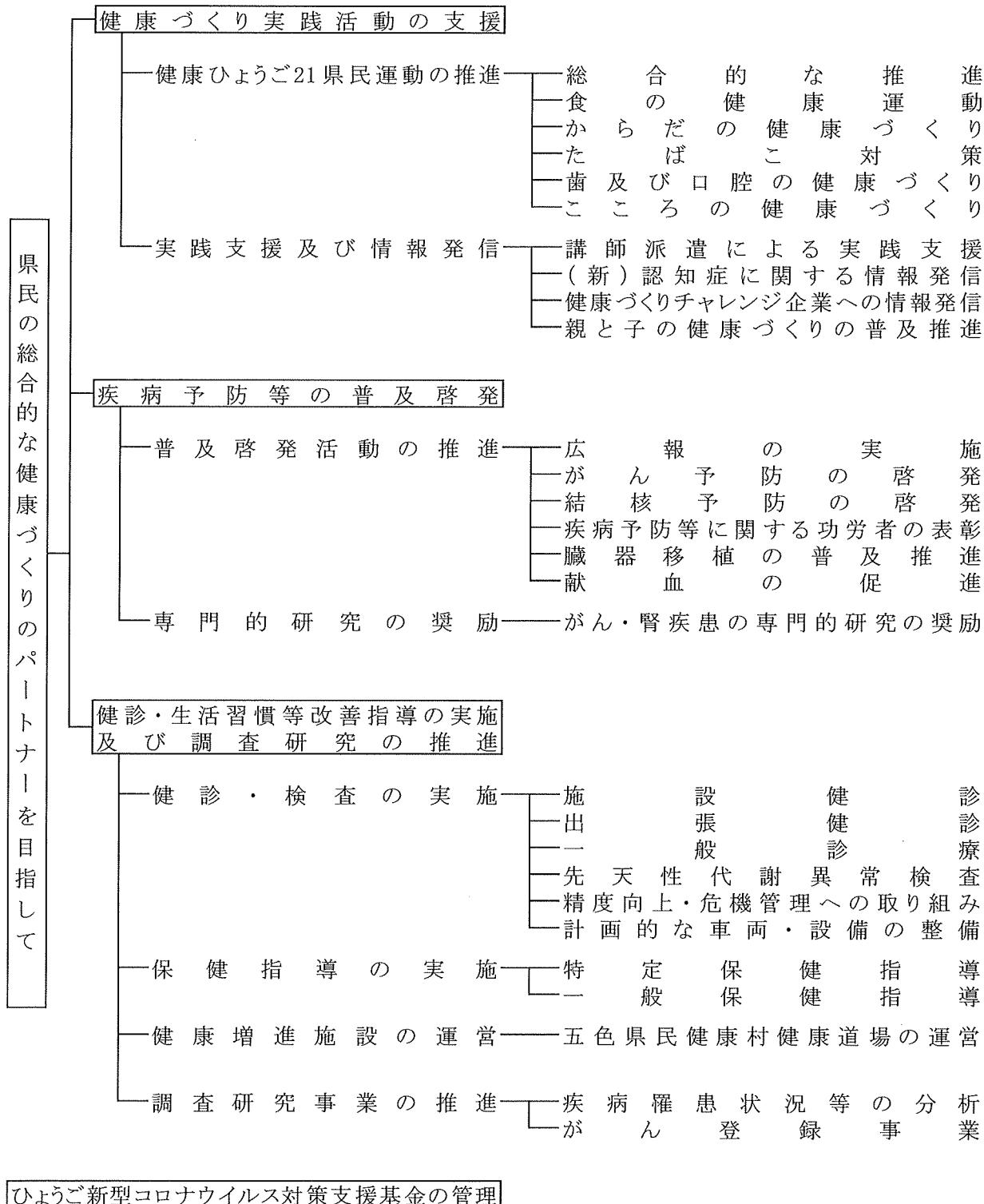
3 健診・生活習慣等改善指導の実施及び調査研究の推進

受診者の視点に立った「安全・安心かつサービスの行き届いた健康診断」を提供するため、健診精度の維持・向上やリスクマネジメントの強化に努めつつ、県内の地域・職域・学校などの幅広い年齢層を対象とした健診事業を実施するとともに、ストレスチェック及びその結果に基づく評価の実施により、事業所従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のためのリスク提言や職場環境の改善につなげるほか、特定健康診査・特定保健指導事業を実施し、健診受診率の向上、疾病の早期発見・早期治療に寄与する。

また、県民の生活習慣病予防の実践拠点である「五色県民健康村健康道場」において、絶食療法等を通じて県民のこころと身体の健康づくりを支援するとともに、公益財団法人として県内の公衆衛生の向上に寄与するため、健診事業、生活習慣改善指導事業及びがん登録事業により収集されたデータや分析結果を、地域特性やライフステージに応じた効果的な啓発事業に活用するほか、施策立案の基礎資料として行政機関等に提供する。

なお、健診事業等の実施にあたっては、実施体制の見直しによるコスト削減や医療資源の効率的活用を推進し、競争力の強化を図るとともに、積極的な受診勧奨による顧客の確保に努めるなど、経営計画に基づく経営基盤の強化に取り組む。

令和5年度事業体系



I 健康づくり実践活動の支援

1 健康ひょうご21県民運動の推進

(1) 総合的な推進

① 健康ひょうご21県民運動推進会議総会等の開催（県補助事業）

推進会議の参画団体が一堂に会し、重点活動目標や活動内容を決定するとともに、健康づくりの普及・実践を促進するため、健康ひょうご21県民運動推進会議総会を開催する。

また、県民運動の推進方策等を検討するため、推進会議の各部会長及び各地域会議会長を構成メンバーとする合同会議を開催する。

- | | |
|---------|--------|
| ・推進会議総会 | 令和5年5月 |
| ・合同会議 | 令和6年3月 |

② 健康ひょうご21県民運動地域会議総会等の開催（県補助事業）

地域の課題に応じた重点活動目標や活動内容を決定するとともに、地域における健康づくりの普及・実践を促進するため、各地域で健康ひょうご21県民運動地域会議総会を開催するとともに、講演会等を開催する。

- | | |
|-------|----------|
| ・開催時期 | 令和5年6～7月 |
|-------|----------|

③ 「健康ひょうご21県民運動推進フォーラム」の開催

全県の参画団体を含め広く県民に参加を呼びかけ、県民行動指標を確認し、健康づくりの普及・実践を促進するため、健康ひょうご21県民運動推進フォーラムを開催する。

- | | |
|-------|--------|
| ・開催時期 | 令和5年5月 |
|-------|--------|

④ 健康づくり推進員の設置・養成（県補助事業）

地域における健康づくり実践活動の核となる人材を養成するため、参画団体からの推薦者等を対象に研修を実施し、その修了者を「健康づくり推進員」に委嘱し、健康づくりの普及や実践活動を展開する。

また、推進員の交流や意見交換、資質向上の場として、推進員フォローアップ研修会等を各地域で開催するとともに、全県での実践・交流を目的としたフォローアップ研修として、実際に食事体験を通して健康長寿食を学ぶランチセミナーを開催する。

さらに、「健康づくり推進員活動支援ガイド」や「健康ひょうご21県民運動ポータルサイト」の活用を通して、推進員が自らの健康づくりの実践と周囲の健康づくりに取組むことを支援する。

⑤ 参画団体の活動支援（健康マイプラン実践講座（県補助事業））

参画団体等が実施する講演会や研修会等に、食、からだ、こころなど各分野の専門人材を講師として派遣し、「健康づくり県民行動指標」に基づく参画団体

等の健康づくり活動を支援する。

また、新たに働き盛り世代に認知症の正しい理解と生活習慣の見直し等を促し、認知症観転換の契機とするため、企業等への講師派遣と情報発信を実施する。

・実施回数 80回

⑥ 健康づくり情報の発信

参画団体や健康づくり推進員の実践活動を支援するため、健康づくりの実践方法やセルフチェックの活用などの情報を広報誌「プレベ」及び「健康ひょうご21県民運動ポータルサイト」で紹介するとともに、参画団体や健康づくり推進員の活動を紹介する「県民運動のひろば」の充実等により、広く県民運動の周知を図るなど、健康づくり情報を発信する。

(2) 食の健康運動

① 食の健康運動リーダーの設置

健康づくり推進員の中から「食の健康運動リーダー」を委嘱し、調理実習等の開催や「朝ごはんを食べることの大切さ」、「減塩」などの普及を通じて食の健康運動を推進する。

② 食生活改善事業の実施（働き盛り世代に向けた食生活情報等提供事業）

働き盛り世代を中心に、県民がいつでも健康情報にアクセスできるようSNSツール等を活用して手軽に実践できる食や運動の健康情報を提供する。また、事業所等の健康づくり担当者への周知・広報により、事業所が実施する健康づくり活動を支援する。

③ 食育コンサートの開催

県内各地域で幼稚園・保育所等の子どもや保護者等を対象に、「大豆のうた」やダンス、クイズ等を通じて、野菜や大豆の摂取の重要性、規則正しくバランスのとれた食生活の大切さ、歯磨きの効果などを啓発する。また、ポータルサイト内で視聴できる「大豆のうた」動画により啓発の強化を図り、食の健康運動及び食育をより一層推進する。

・実施回数 12回程度

(3) からだの健康づくり（県補助事業）

コロナ禍における外出自粛による身体活動の低下等の健康課題も踏まえ、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドロームの予防を目指し、各圏域での研修会等を通じて、県内各地域の「健康体操」や今より10分多く毎日からだを動かす「+10分（プラス・テン）エクササイズ」を効果的に活用し、県民の運動習慣の定着とともに「“脱”座りすぎ生活」の啓発を図る。

・実施回数 20回（各圏域2回）

（4）たばこ対策

広報媒体や会議、イベント等を通じて、妊産婦への喫煙防止並びに子ども等への受動喫煙防止の啓発、喫煙の影響が大きいCOPD（慢性閉塞性肺疾患）やたばこの発がん性に関する正しい知識の普及を図るなど、たばこ対策を推進する。

（5）歯及び口腔の健康づくり（県委託事業）

兵庫県が制定した「歯及び口腔の健康づくり推進条例」を踏まえ、歯や口腔のセルフケアや「かかりつけ歯科医」を持ち定期的に受診することの重要性など、歯科保健に対する県民の意識醸成や実践の定着を促進するため、地域で歯・口腔の健康づくりの普及・啓発等を行う8020運動推進員を養成・委嘱し、研修会の開催や啓発資材の配布等を行う。

（6）こころの健康づくり

交流機会の減少等によるメンタル不調等の健康課題も踏まえ、仲間づくりや社会参加を勧め、“笑い”などの健康効果や睡眠のとり方、ストレスの対処方法など、こころの健康に関する知識の普及・啓発を行うため、研修会への講師の派遣、啓発資材の配布等を行う。

2 実践支援及び情報発信

（1）講師派遣による実践支援

健康づくりチャレンジ企業をはじめ、市町、団体、事業所等が実施する講習会や教室等に、健康運動指導士、管理栄養士、保健師等の健康財団の専門スタッフを派遣し、健康づくり活動を支援する。

・実施回数 30回

（2）認知症に関する情報発信（県委託事業）

認知症への正しい理解に基づき、働き盛り世代の生活習慣改善等の行動変容や、認知症観見直しの契機となるよう、啓発資材を作成し、企業で働く従業員等に配布するとともに、ホームページで情報を発信する。

（3）健康づくりチャレンジ企業への情報発信

兵庫県と締結した健康づくり応援協定（「健康づくり推進サポート企業」）に基づき、兵庫県との連携のもと、積極的に従業員や家族の健康づくりに取り組もうとする「健康づくりチャレンジ企業」に対し、メールマガジン等による健康情報の提供を行う。

(4) 親と子の健康づくりの普及推進（母子衛生研究会委託事業）

妊娠、出産、育児等に関する知識の普及を図るため、主に初産の夫婦を対象に育児セミナーを開催する。

- ・開催場所 西宮市
- ・開催回数 4回
- ・参加者数 1回につき 150組 300名、計 1,200名

II 疾病予防等の普及啓発

1 普及啓発活動の推進

(1) 広報の実施

健康づくりの実践や疾病予防に役立つ情報を広く県民に周知し、健康づくりや疾病予防のための知識の向上、人間ドック等健康診断の受診促進を図るため、財団広報誌やホームページ、新聞等を活用した広報を行う。

また、県内の団体が発行する会報や機関誌等に、保健・医療情報及び日常生活における運動の実践や健康的な食生活に関する健康情報を寄稿する。

さらに、県等行政機関や各種団体が実施する健康イベントに参画し、疾病予防や健康づくりの普及・啓発を行う。

① 広報誌「プレベ」の発行

- ・発行 年2回（9月、3月 各 9,000部）
- ・配布先 行政機関、医療機関等関係団体、
健康ひょうご 21 県民運動参画団体 等

② 新聞等を活用した広報

- ・掲載回数 10回程度
- ・掲載先 関係団体広報誌・会報等

③ 団体の会報、機関誌等への情報提供

- ・寄稿数 4本程度

④ 健康イベントへの参画

- ・参画数 2回程度

⑤ ホームページによる情報発信

ホームページを活用し、健診等利用者の拡大と財団事業活動の広報の強化を図る。

(2) がん予防の啓発

① がん征圧月間行事の実施

がん征圧月間（9月1日～30日）の期間中、横断幕や医療機関等での啓発ポ

スターの掲示、啓発資材の配布等により、がん予防について広く県民に啓発する。

② 「がん・結核セミナー」・「がん・生活習慣病講演会」の開催及びオンライン配信の実施

がんや結核、生活習慣病に関する正しい知識等の普及を図るため、「がん・結核セミナー」、「がん・生活習慣病講演会」を開催するとともに、オンラインにより広く県民に配信する。

「がん・結核セミナー」

- ・開催時期 令和 5 年 9 月
- ・参加者数 200 名

「がん・生活習慣病講演会」（兵庫県医師会と共に）

- ・開催時期 令和 6 年 2 月
- ・参加者数 200 名

③ がん征圧寄附金募集活動等による啓発の実施

寄附金募集活動やイベントにおけるパネルの展示等により、がん検診受診の重要性、がんに関する正しい知識などを広く県民に啓発する。

④ がん検診啓発及びがん患者支援の実施

乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボンフェスティバル」やがん患者支援・がん検診啓発チャリティー・イベント「リレー・フォー・ライフ」について、各種団体等とともに活動を支援する。

（3）結核予防の啓発

① 結核予防週間行事の実施

結核予防週間（9月24日～30日）の期間中、医療機関や駅等での啓発ポスターの掲示や啓発資材の配布をはじめ、横断幕、WEBバナー広告、新聞媒体等を活用した広報、街頭活動などを行い、結核予防について広く県民に啓発する。

また、結核に関する正しい知識の普及啓発を行うため、「がん・結核セミナー」を開催する。（再掲（2）がん予防の啓発②に記載）

② 複十字シール運動募金活動等による普及啓発の実施

結核予防会との提携による複十字シール募金活動や啓発資材の配布等を通じて、地域で健康づくりや結核予防に取り組む団体等の活動を支援するとともに、結核検診受診の重要性や生活習慣の見直しなど、結核やその他の胸部疾患の予防について広く県民に啓発する。

（4）疾病予防等に関する功労者の表彰

多年にわたり、公衆衛生の向上に資する事業の推進に貢献し、その功績が顕著

な個人、団体を表彰する。

- ア がん予防功労者
- イ 結核予防功労者
- ウ 健康づくり功労者
- エ 母子保健功労者

(5) 臓器移植の普及推進

① 臓器提供意思表示の普及（県補助事業）

臓器移植の普及を図るため、啓発資材等を作成し、県民に臓器提供についての意思表示の大切さを呼びかける。

② 「いのちの勉強会」DVD の作成及び活用（県補助事業）

若い世代に臓器移植の現状や移植に関する正しい知識の普及を図るため、医療関係者、ドナーファミリー（臓器提供者家族）やレシピエント（移植を受けた方）などの移植当事者等による講演を収録し、「いのちの勉強会」DVDとして看護学校等の授業で活用する。

・DVD 貸出時期 令和5年10月

・参加者数 約400名

③ 臓器移植希望者への支援（県補助事業）

臓器移植を希望する者の経済的負担を軽減するため、組織適合検査費の一部を助成する。

・助成件数 50件

④ 骨髓移植及びさい帯血移植の普及推進

骨髓移植やさい帯血移植の普及を図るため、啓発資材を作成し、県民に骨髓バンクやさい帯血バンクへの登録を呼びかける。

(6) 献血の促進

献血に対する理解を深めその促進を図るため、兵庫県、兵庫県献血推進協議会、日本赤十字社兵庫県支部及び兵庫県赤十字血液センターとの共催により、献血功労感謝のつどいを開催する。

2 専門的研究の奨励

がん及び腎・尿路疾患の予防と診断・治療に関して有益な専門的研究を行う研究者や研究機関などに奨励金を贈呈し、がん予防及び腎疾患対策の進展に寄与する。

- ① がん研究奨励賞 総額250万円
- ② 腎疾患研究奨励賞 総額50万円

III 健診・生活習慣等改善指導の実施及び調査研究の推進

1 健診・検査の実施

(1) 施設健診

多様化する受診者ニーズに対応するため、胃内視鏡検査体制の強化にあわせてドックコースをより選択しやすくなるよう再編するとともに、キャッシュレス決済やオンライン資格確認を導入し、受診者の利便性の向上を図ることにより、人間ドックの受診を促進する。

また、健康保険組合、企業等への訪問、ダイレクトメール等による受診勧奨を積極的に行うとともに、割引制度の活用等により人間ドック継続受診者の確保を図り、コロナ禍により影響を受けた施設利用者の回復・向上に努める。

【施設健診】

健 診 種 別		件 数
集 団 健 診	学 校 健 診	800 件
	住 民 健 診	750 件
事 業 所 健 診	一般健康診断(就学・就職)	600 件
	定期 健 康 診 断 等	15,550 件
	小 計	17,700 件
人 間 ド ッ ク	1 泊 2 日 人 間 ド ッ ク	120 件
	半 日 人 間 ド ッ ク	5,850 件
	兵 庫 県 2 時 間 人 間 ド ッ ク	350 件
	脳 ド ッ ク [再掲]	(290 件)
	P E T 検 診 [再掲]	(20 件)
	胃 内 視 鏡 検 查 [再掲]	(5,180 件)
	乳 腺 超 音 波 検 查 [再掲]	(2,800 件)
	口 腔 健 診 [再掲]	(120 件)
	レ デ ィ 一 ス ド ッ ク [再掲]	(600 件)
全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診		8,520 件
	一 般 健 診	(8,220 件)
	一 般 健 診 + 付 加 健 診	(300 件)
小 計		14,840 件
ス ト レ ス チ ェ ッ ク		1,400 件
合 計		33,940 件

注 1) 脳ドック、PET検診、胃内視鏡検査、乳腺超音波検査、口腔健診は、人間ドックの各コースの付加につき再掲

注 2) レディースドックは、女性専用日を利用した受診者で再掲

(2) 出張健診

市町や地元商工会議所・商工会との連携等により、住民や事業所従業員をはじめ幅広い層を対象に健診の受診機会を提供するとともに、検査項目の追加勧奨などにより、質の高い健診を積極的に推進するほか、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを健診時にあわせて実施する。

また、新型コロナ感染防止対策に万全を期することで、安全な健診の実施に努めることにより、受診者の確保を図る。

① 学校健診（児童・生徒・学生の健康診断）

健 診 種 別	件 数
結 核 検 診	25,300 件
心 臓 検 診 (心電図検査)	5,750 件
腎 臓 検 診 (尿検査)	15,500 件
診察・計測・血圧等	16,700 件
計	63,250 件

② 住民健診

健 診 種 別	件 数
結 核 検 診	64,000 件
特 定 健 康 診 查 (後期高齢者・生活習慣病健診含む)	19,000 件
(心電図検査) [再掲]	(7,400 件)
(眼底検査) [再掲]	(6,100 件)
(貧 血 検 査) [再掲]	(13,600 件)
胃 が ん 検 診	22,500 件
肺 が ん 検 診	61,000 件
大 腸 が ん 検 診	19,000 件
子 宮 頸 が ん 検 診	13,200 件
乳 が ん 検 診	視 触 診 1,200 件
	マンモグラフィ 9,000 件
前立腺がん検診	7,200 件
骨 粗 髄 症 検 診	2,400 件
肝 炎 検 查	1,500 件
腹 部 超 音 波 検 査	8,300 件
計	228,300 件

③ 事業所健診

健 診 種 別		件 数
定期健康診断		110,000 件
特定健康診査		1,350 件
全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診		24,200 件
ストレスチェック		45,000 件
特殊健康診断		19,600 件
がん・追加検査等	胃がん検診	31,600 件
	肺がん検診	23,600 件
	大腸がん検診	64,500 件
	子宮頸がん検診	1,150 件
	乳がん(マンモグラフィ)検診	600 件
	腹部超音波検査	11,900 件
計		333,500 件

(3) 一般診療

内科、外科、放射線科について一般診療を実施する。また、健康診断受診後の精密検査の受診勧奨を積極的に行い、循環器外来、胸部外来等専門外来を活用し、そのフォローアップに努める。

- ・実施件数 730 件

(4) 先天性代謝異常検査（県委託事業）

心身障害の発生を予防するため、新生児を対象に先天性代謝異常検査を実施する。

- | | | |
|---------------|------|----------|
| ・代謝異常検査 | 実施件数 | 23,800 件 |
| ・TSH（クレチン症）検査 | 実施件数 | 23,800 件 |

(5) 精度向上・危機管理への取り組み

① 健診精度の向上

ア 人材の育成

健診精度を向上させるためには、健診スタッフの資質の向上が不可欠であることから、正確な検査の実施と的確な判定能力の維持・向上を図るため、職員に対する教育・研修を実施する。

- ・職員研修会（全体研修年2回、部門別研修）

- ・精度管理専門委員会（胃部、胸部、マンモグラフィ、生理機能各年1回）
- イ 外部精度管理評価の維持
県民に信頼される健診機関であるために、日本人間ドック学会・人間ドック健診施設機能評価認定や労働衛生サービス機能評価認定など、第三者機関による精度管理評価認定を堅持する。
- ② 危機管理体制の運用
リスクマネジメント委員会等において医療事故やヒヤリ・ハット事例等の検討を行うとともに、危機管理マニュアルの適切な運用を図ることにより、事故の未然防止・再発防止に努め、安全・安心な健診実施体制を構築する。
- ③ 情報処理体制の適正な管理と強化
健診結果等情報処理システムの適正な管理を行うことにより、効率的な事務処理に努めるとともに、迅速・正確かつ品質の高いサービスの強化を進める。
- ④ プライバシーマークの運用・維持
個人情報の漏洩防止に組織的に取り組むため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与する個人情報保護に関する認定制度「プライバシーマーク」について、常にセキュリティレベルの向上を図りつつ、認定を堅持する。

（6）計画的な車両・設備の整備

健診精度の維持・向上に不可欠な検診車両及び医療機器等の計画的な整備を図るため、耐用年数等を考慮し策定した更新計画に基づく機器整備等を行う。

- （主な整備機器等）
- ・ 胸部デジタル検診車
 - ・ 超音波診断装置
 - ・ 健診システム用高速プリンタ
 - ・ 外部読影用パソコン
 - ・ 眼底カメラ
 - ・ 視力計
 - ほか

2 保健指導の実施

（1）特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善の必要がある者を対象として、医療保険者が行う特定保健指導を受託して実施する。

実施にあたっては、国が示した第三期特定健康診査等実施計画における特定保健指導実施方法に基づき、健診当日初回面接の実施、遠隔による初回面接及び継続支援を積極的に活用し、より多くの対象者が生活改善目標を設定、実践できるよう支援する。

- | | |
|----------|------------|
| ① 動機付け支援 | 実施人数 550 名 |
| ② 積極的支援 | 実施人数 600 名 |

(2) 一般保健指導

① 健診事後指導

人間ドック受診者に対し、生活習慣改善の必要性などについて保健指導を実施するとともに、生活習慣病重症化ハイリスク者への受診勧奨の充実を図る。

また、精密検査対象者が適切な受療行動に移せるようきめ細かなアドバイスを行う。

・健診事後指導、ハイリスク者受診勧奨 実施人数 1,150 名

② 身体活動（生活活動、運動）習慣・食習慣の健康相談

健康相談を希望する者に対し、身体活動習慣や食習慣の改善に関する具体的な実践方法を示すなど、生活習慣病の予防やより健康な生活に向けた取組みを支援する。

・健康相談 実施人数 350 名

3 健康増進施設の運営

(1) 五色県民健康村健康道場の運営

県民の健康づくり支援を実践して培った心身医学のノウハウをフルに活用し、絶食・低カロリー食療法、性格分析、丹田呼吸法、カウンセリングを通じて、県民のこころと身体の健康づくりを支援する。

特に、生活習慣病の予防・改善に重点を置き、絶食・低カロリー食療法による入所コースのみならず、日帰りで利用できる「生活習慣改善体験コース」を提供するとともに、新たに「親子栄養相談コース」を開設し、肥満の改善を図る。

利用者の受け入れにあたっては、引き続き 3 人部屋及び 5 人部屋をシングルユースとして活用するなど、三密を防ぐ感染防止対策を十分に行う。

また、割引クーポンの発行や年末年始営業を引き続き行うほか、ホームページの充実やメールによる「道場だより」等の提供、健康ひょうご 21 県民運動を通じた周知、各種情報誌への掲載、各種会合での PR など広範な広報を行い、健康道場の利用を促進し、幅広い県民の健康づくりを支援する。

① 絶食・低カロリー食療法コース(入所)

3 泊 4 日から、7 日間、11 日間、16 日間、20 日間コースなど、個々の希望に応じた日数を設定して、絶食療法を提供するとともに、絶食療法が適さない高齢者等には低カロリー食療法コースを提供するなど、入所者個々人のニーズや健康状態に応じた健康づくりを支援する。

② 生活習慣改善体験コース（日帰り）

心身医学の講義、性格分析、丹田呼吸法等の体験を内容とした県民が気軽に利用できる半日の日帰りコースを提供することにより、県民の生活習慣の改善を通じた健康づくりを支援する。

③ 親子栄養相談コース（新）

親子での入所者に、カウンセリングを通して肥満の改善を図る。

④ カウンセリング

入所者にカウンセリングを行い、ストレスの解決やリバウンド防止による健康づくりを支援する。

⑤ 利用促進策の実施

ア インターネット健康大学

インターネットを活用した講義を開講し、「心身医学」を学ぶ機会を提供する。

イ 30%割引クーポン券の発行

次回利用時に30%割引となるクーポン券（退所日から6か月有効）を1人につき2枚発行する。

ウ 年末・年始営業

まとまった休暇を活用したい利用者のニーズに対応するため、年末年始（12月29日～翌年1月3日）営業を実施する。

※ 3人部屋、5人部屋を活用する学生割引、期間割引については、当面の間、実施を見送る。

4 調査研究事業の推進

（1）疾病罹患状況等の分析

公益財団法人として県内の公衆衛生の向上に寄与するため、健診事業等により得られたデータを活用して、疾病罹患状況等の把握や効果的な指導方法等を開発するための分析を行うとともに、その結果を「事業年報」にとりまとめ、県内の各行政機関や関係団体等に提供する。

（2）がん登録事業（県委託事業）

「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、病院及び指定診療所からのがんに関する届出情報の受理、審査、整理、全国がん登録システムへの登録や病院・市町等への兵庫県がん情報の提供など、全国がん登録事務を県から受託し、今後のがん対策の推進に寄与する。

IV ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金

基金の受け入れについては、令和4年度で終了となるが、当財団では基金の資金管理を適切に実施し、県が設置した配分委員会の決定に基づき、基金の残額を医療機関に配分する。（最終配分 令和5年5月頃の予定）

【寄附金の受入・配分状況】

寄附件数・総額	4,503 件	733,742,455 円(A) (令和5年1月31日現在)
配分先・金額	① 59 医療機関	486,650,000 円 (令和2年10月12日)
	② 669 医療機関	186,400,000 円 (令和4年2月1日)
	③ 4 医療機関	400,000 円 (令和4年6月29日)
	配分額合計	673,450,000 円(B)
基金残額	(A)-(B)	60,292,455 円 (令和5年1月31日現在)